

平成 29 年 5 月 30 日
総務省公共サービス改革推進室

**民間競争入札実施事業
独立行政法人環境再生保全機構／公害健康被害補償業務の徴収業務の評価（案）**

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）第 7 条第 8 項の規定に基づく標記事業の評価は以下のとおりである。

記

I 事業の概要等

事項	内 容
事業概要	独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）は、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号、以下「公健法」という。）第 52 条第 1 項 の規定に基づき、大気汚染等による公害健康被害者に対して補償給付等を行う費用を、汚染原因者（以下「納付義務者」という。）が排出した硫黄酸化物量に応じて汚染負荷量賦課金の徴収に関する業務を行う
実施期間	平成 26 年 3 月 1 日から平成 31 年 2 月 28 日
受託事業者	日本商工会議所
契約金額（税抜）	779,328,995 円
入札の状況	2 者応札（説明会参加 = 6 者／予定価内 = 1 者）
事業の目的	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）第 52 条第 1 項の規定に基づき、大気汚染等による公害健康被害者に対して補償給付等を行う費用を、汚染原因者から徴収する
選定の経緯	独立行政法人整理合理化計画（平成 19 年 12 月 24 日）において、公害健康被害補償業務につき、「公害健康被害補償業務について、次期中期目標期間から、汚染負荷量賦課金の納付懲罰、申告書の審査処理事務の一部等について、現在、商工会議所へ委託している徴収業務と合わせて、民間競争入札を導入する。」とされたもの。

II 評価

1 概要

市場化テストを継続することが適当である。競争性の確保という点において課題が認められ、改善が必要である。

2 検討

（1）評価方法について

環境再生保全機構から提出された平成 25 年度から平成 28 年度までの間の実施状況

についての報告（別添）に基づき、サービスの質の確保、実施経費等の観点から評価を行う。

（2）対象公共サービスの実施内容に関する評価

事　項	内　容	
確保されるべき質の確保状況	以下のとおり、適切に履行されている	
	確保されるべき水準	評価
	申告書の提出率	適（25～28年度 平均 98.60%）
	機構への関係書類の送付	<p>適</p> <p>①納付義務者から受理点検した関係書類は、公健法第55条に定める期限後10日以内に遅延なく機構へ送付された。</p> <p>また、法令に定める期限後に納付義務者から提出のあった申告書についても、速やかに機構へ送付された。</p> <p>②委託事業実績書は、平成25～28年度の6月30日までに遅滞なく機構に提出された。</p> <p>③業務実施台帳は、平成25～28年度の6月30日までに遅滞なく機構に提出された。</p> <p>④熊本県における納付義務者について、6月14日以降に提出された申告書についても速やかに機構へ送付され、委託事業実績書及び業務実施台帳も平成29年1月末までに遅滞なく機構に提出された。</p>
主な改善事項	<p>前期事業では3者が入札に参加したもの、2者が必須項目を全て満たすことができず、1者応札となった。今期事業においては、財源の確実な徴収という重要な施策の目的を達成しつつ、他方で競争性を確保すべく、必須項目の内容の検討を求めたところ。</p> <p>今回事業の実施要項においては、必須要件に過大な内容がないか、具体的に記載できないかといった検討を行ったところであるが、結果2者応札となった。</p>	
民間事業者からの改善提案	<ul style="list-style-type: none"> ・受託事業者が保有する各地商工会議所との間に構築されたイントラネットを活用し、毎年度の申告手続きの周知や、東日本大震災の対応について機構からの連絡事項等を速やかに周知させた。イントラネットは内部ネットワークのため、申告・納付期限を過ぎても申告・納付の無い納付義務者の経営状況にかかる報告等、取り扱いに慎重を期すべき情報についても外部漏洩の可能性が低く、的確な情報提供を可能とするなど業務の円滑な実施を可能とした。 	

	・公害健康被害補償業務は納付義務者の申告・納付への理解を求めることが必須であることから、説明・相談会の機会を設け、直接納付義務者に説明、個別の相談対応を行った。
--	--

3 実施経費

従前経費	186,248,630 円（税抜）（平成 20 年度年間経費）
実施経費	158,640,998 円（税抜）（平成 25～28 年度平均年間経費）

本事業を受託事業者に委託する前の年度である平成 20 年度と比較して、着実に実施経費が低減しているところであり、その低減額も各年度約 8～16%（平均 14%）であり、経費の削減が図られているものと考えられる。

4 評価のまとめ

業務の実施にあたり確保されるべき達成目標として設定された質については、全ての年度において目標を達成していると評価できる。

また、民間事業者の改善提案により、インターネットの活用や説明・相談会の実施等、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が業務の質の向上に貢献したものと評価できる。

実施経費についても、14%の経費削減が図られており、公共サービスの質の維持向上、経費の削減の双方の実現が達成されたものと評価できる。

競争性の確保については、複数者（2 者）の応札があったものの、1 者は予定価格を大幅に上回った金額での入札であり、確保されているとは評価できない。

5 今後の方針

以上のとおり、競争性の確保において課題が認められ、その点について良好な実施結果を得られたと評価することは困難である。そのため、次期事業においては、この課題について検討を加えた上で、引き続き民間競争入札を実施することにより、民間事業者の創意工夫を活用した公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図っていく必要があるものと考える。

別添

平成 29 年 5 月 17 日

独立行政法人環境再生保全機構

民間競争入札実施事業 公害健康被害補償業務の徴収業務の実施状況について
(平成 25 年度～平成 28 年度分)

当機構は、「公害健康被害補償業務の徴収業務 民間競争入札実施要項」(平成 25 年 9 月) の「11. 委託事業の評価に関する事項」に規定された「機構は、民間事業者から提出された委託事業実績書等を通じて、次に掲げる項目について調査を行うものとする。①申告書の提出率 ②機構への関係書類の送付」との条項に基づき、当該二項目について調査を実施したので、以下、報告する。

1. 事業の概要

独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）は、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号、以下「公健法」という。）第 52 条第 1 項の規定に基づき、大気汚染等による公害健康被害者に対して補償給付等を行う費用を、汚染原因者（以下「納付義務者」という。）が排出した硫黄酸化物量に応じて汚染負荷量賦課金として徴収する業務を行っている。

（1）委託業務内容

申告関係書類の送付、相談窓口の開設、説明・相談会の開催、申告書提出の懇意、申告書等の受理及び点検、申告・納付の協力要請等

（2）契約期間

平成 26 年 3 月 1 日から平成 31 年 2 月 28 日まで

（3）受託事業者

日本商工会議所

（4）受託事業者決定の経緯

本事業にかかる落札者の決定は、一般競争入札（総合評価落札方式）により実施し、平成 25 年 11 月 1 日の提出期限までに入札参加者 2 者から総合評価のために必要な書類の提出を受け、外部の有識者からなる評価委員会において審査した結果、2 者とも全ての必須要求要件を満たしていた。

平成 25 年 12 月 16 日に開札した結果、予定価格の範囲内である、日本商工会議所を落札者として決定した。

2. 民間競争入札の対象となる徴収業務の質

(1) 申告書の提出率

申告書の提出率（納付義務予定者名簿の事業所件数に対する実際に申告があつた件数の割合をいう。以下同じ。）に関して目標とする水準は100%とし、徴収実施期間の終了日時点の提出率は96%以上とすること。

(2) 機構への関係書類の送付

①受理した申告書等を、法令に定める期限後10日以内に遅延なく機構へ送付すること。

②「委託事業実績書」及び「業務実施台帳」を、毎年6月30日までに遅滞なく機構へ提出すること。

3. 調査項目

機構は、民間事業者から提出された委託事業実績書等を通じて、次に掲げる項目について調査を行うものとする。

(1) 申告書の提出率

(2) 機構への関係書類の送付

4. 調査結果

(1) 申告書の提出率

① 各年度の申告書の提出率について 実施要項の2(1)②アに記載する徴収実施期間（毎年3月1日から6月14日（平成26年にあっては6月16日、平成27年にあっては6月15日））の終了日時点における申告書の提出率は、以下のとおりである。

<表1 各年度における申告書の提出率>

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	25~28年度 平均
98.44%	98.48%	98.52%	98.96%	98.60%

- ② 平成28年度の徴収実施期間については、平成28年4月に発生した熊本地震の影響等により、熊本県内における納付義務者の汚染負荷量賦課金申告・納付期限の延長に伴い、熊本商工会議所における平成28年度委託業務の実施について、平成29年3月31日まで徴収実施期間等の延長を行った。
- ③ 申告納付期限の延長については、八代市、人吉市ほか38市町村は平成28年11月30日、熊本市ほか4町村は平成28年12月16日をもって延長措置を終了した。

(2) 機構への関係書類の送付

- ① 納付義務者から受理点検した関係書類は、公健法第55条に定める期限後10日以内に遅延なく機構へ送付された。
また、法令に定める期限後に納付義務者から提出のあった申告書についても、速やかに機構へ送付された。
- ② 委託事業実績書は、平成25～28年度の6月30日までに遅滞なく機構に提出された。
- ③ 業務実施台帳は、平成25～28年度の6月30日までに遅滞なく機構に提出された。
- ④ 熊本県における納付義務者について、6月14日以降に提出された申告書についても速やかに機構へ送付され、委託事業実績書及び業務実施台帳も平成29年1月末までに遅滞なく機構に提出された。

以 上

平成 29 年 5 月 17 日

独立行政法人環境再生保全機構

参考資料

1. 受託事業者による創意と工夫の例

(1) 日本商工会議所と各地商工会議所は、商工会議所法第 6 条により、その地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資することを目的として設立されている。

商工会議所と、商工会議所会員企業との間には、地域に根ざした密接な信頼関係が構築されており、受託事業者は各地商工会議所との間で本業務の一部の実施に関する再委託契約を締結することで、昭和 49 年度から委託業務を経験し、業務内容に精通した各地商工会議所担当者のノウハウを引き続き活用するほか、各地商工会議所と納付義務者との信頼関係をもとに業務の円滑な実施を可能とした。

(2) 受託事業者は各地商工会議所との間にインターネットを構築しており、これを活用することで毎年度の申告手続きの周知や、東日本大震災の対応について機構からの連絡事項等を速やかに周知させた。インターネットは内部ネットワークのため、申告・納付期限を過ぎても申告・納付の無い納付義務者（以下、「未申告事業者」という。）の経営状況にかかる報告等、取り扱いに慎重を期すべき情報についても外部漏洩の可能性が低く、的確な情報提供を可能とするなど業務の円滑な実施を可能とした。

(3) 公害健康被害補償業務は納付義務者の申告・納付への理解を求めることが必須であり、経営状況の善し悪しにかかわらず申告・納付する義務があることへの反発や、公害健康被害者のいない地域の納付義務者が主張する申告・納付の必要性に関する疑問、賦課料率格差により大きな金銭的負担を伴う旧指定地域の納付義務者が有する不満への対応が必要である。そのため、説明・相談会の機会を設け、直接納付義務者に説明、個別の相談対応が大変重要なものとなっている。

全国約8,200の納付義務者の参加の便宜を考慮して全国103～105か所で説明・相談会を実施したが、各地商工会議所（近隣の商工会議所による合同開催を含む。）を説明会場とすることができるため日程調整が容易であったほか、使用するOA機材（ノートパソコン、プロジェクター、スクリーンなどの大型機器を含む。）については、通常、各地商工会議所に備え付けてあるため、低成本で使用することができた。

説明・相談会の実施状況

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
開催会場数	105	103	103	103	103
開催会議所数	153	153	151	151	151
実施期間	平成25年4月2日 ～4月25日	平成26年4月2日 ～4月25日	平成27年4月2日 ～4月23日	平成28年4月4日 ～4月22日	平成29年4月4日 ～4月20日

(4) 業務マニュアル（『徴収業務の実施について』、『点検マニュアル』）を機構と受託事業者とで監修し、窓口となる各地商工会議所担当者の知識習熟及び業務上のトラブル事例とその解決方法等のノウハウの蓄積に努めた結果、迅速かつ適切な対応が可能となり、納付義務者へのサービスの向上が図られた。

2. 受託事業者による業務上の改善にかかる提案の例

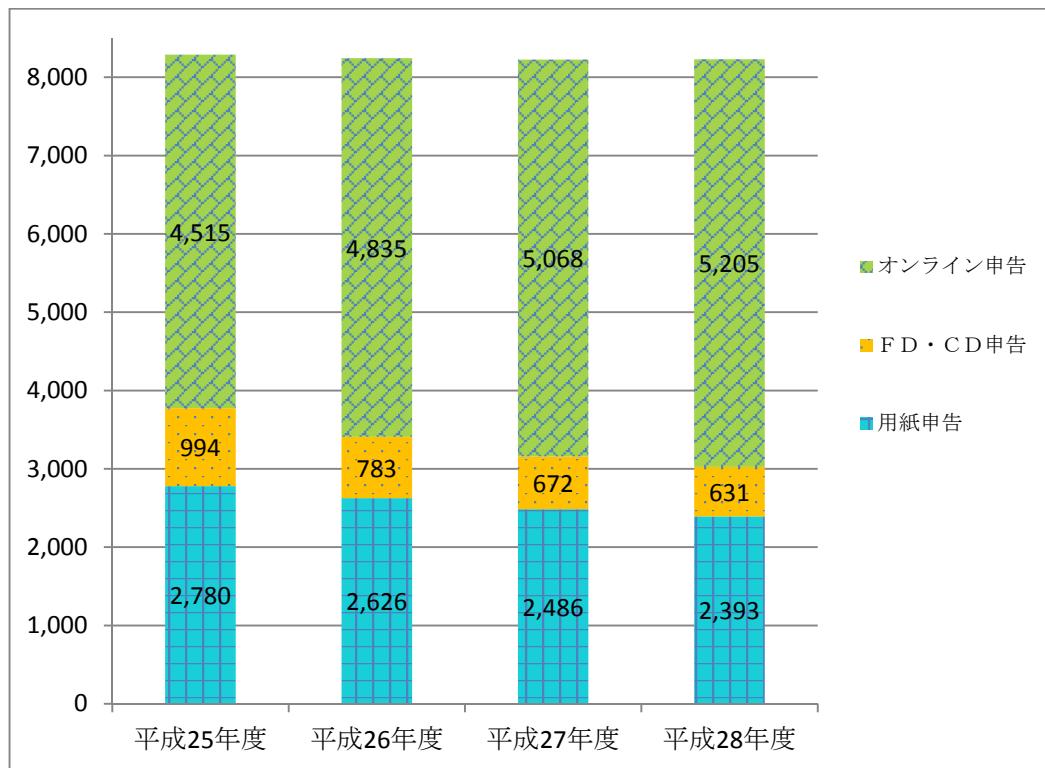
機構が実施しているオンライン申告促進の取り組みについて、各地商工会議所を通じた納付義務者への直接的なオンライン申告促進の働きかけや、一律に配布していた申告用紙の配布数削減等について提案があり、その結果印刷部数の軽減に寄与した。

また、オンライン申告未実施の納付義務者やパソコン操作に不慣れな申告書作成担当者に対し、オンライン申告セミナーを機構と各地商工会議所で共同開催し、オンラ

イン申告の拡大、定着に寄与した。

オンライン申告件数の伸び率

(単位：件)



3. 実施経費の状況

本業務開始以降の実施経費は、以下のとおりである。

実施経費の状況

(単位：円（税抜）)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成25～28年度
経費	169,510,693	154,906,135	154,767,504	155,379,659	158,640,998
削減 (平成20年度比)	16,737,937	31,342,495	31,481,126	30,868,971	27,607,632
削減率 (平成20年度比)	8.99%	16.83%	16.90%	16.57%	14.82%

※（参考）17年度：196,087,040円、18年度：194,915,310円、19年度：193,744,170円、20年度：186,248,630円、21年度：171,634,297円、22年度：170,500,987円、23年度170,517,133円、24年度：169,516,767円。

4. 全体的な評価

資料2 1. 事業の概要（4）受託事業者決定の経緯のとおり、入札に当たって、2者が応札しており、競争性は確保されていたと認められる。

実施経費については、上記3のとおり、市場化テスト次実施前の平成20年度比、直近4年間平均で約2,700万円以上が削減されており、経費削減の点で効果を上げている。

達成すべき質の達成状況については、資料4. 調査結果のとおり、申告書の提出率は年平均で98.6%、また、機構への関係書類の送付についても期日までに遅滞なく提出されており、業務において確保されるべき質のいずれも達成している。

また、民間事業者の創意工夫による改善提案がされたことで、申告用紙の配布数の削減、オンライン申告を行う納付義務者の拡大と定着が図られたことは評価することができる。

なお、事業実施期間中に、民間事業者が業務改善指示等を受けたり、業務に係る法令違反行為等はなかった。

実施状況については、業務実績等評価の際に環境省が開催する外部有識者で構成している独立行政法人環境再生保全機構評価検討会による、チェックを受ける予定である。

5. 今後の事業 1) 本事業への市場化テスト導入は今回が2回目であるが、事業全体を通した実施状況は以下のとおりである。

- ① 実施期間中に受託民間事業者が業務改善指示等を受ける、あるいは業務に係る法令違反行為等を行った事案はなかった。
- ② 機構には、監事及び外部有識者（大学教授、公認会計士）で構成され、契約の点検・見直し等を行う「契約監視委員会」が設置されており、その枠組みの中で実施状況報告のチェックを受ける体制が整っている。
- ③ 今回の入札は2者応札であり、競争性が確保されている。
- ④ 対象公共サービスの確保されるべき質について、申告書の提出率の数値目標を毎年度高い水準で達成している。
- ⑤ 委託業務に要する経費についても大幅に減少しており、経費削減の効果が認められた。

2) 上述のとおり、本事業については、総合的に判断すると良好な実施結果を得られていることから、次期事業においては、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」（平成26年3月19日官民競争入札等監理委員会決定）に基づき、終了プロセスへ移行した上で、引き続き業務の質を確保できる実施要項により事業を実施することとした。

以上